

第67回 定時株主総会継続会 開催ご通知

開催日時 2020年7月31日（金曜日）
午前10時（午前9時受付開始）

開催場所 埼玉県さいたま市浦和区高砂一丁目1番1号
朝日生命浦和ビル 8階会議室
(株式会社フコク 浦和事務所)

※開催場所が前回とは異なりますので
ご注意ください

(末尾の「株主総会継続会会場ご案内図」をご参照ください。)

Contents

■ 第67回定時株主総会継続会開催ご通知	1
(添付書類)	
事業報告	3
連結計算書類	21
計算書類	33
監査報告書	42

<株主の皆さまへ>

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、座席間隔を広く確保することから、**座席数は30席**程度となります。そのため、満席となった場合には、ご入場をお断りさせていただくこともありますので、予めご了承ください。

また、**お土産のご用意はございません**。詳細につきましては、本継続会開催ご通知2頁をご参照ください。株主さまにおかれましては、ご協力くださいますよう、お願い申し上げます。

株 主 各 位

埼玉県上尾市菅谷三丁目105番地
株 式 会 社 フ コ ク
代表取締役会長兼社長 河 本 太 郎

第67回定時株主総会継続会開催ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第67回定時株主総会継続会（以下「本継続会」といいます）を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当日のご来場は控えていただきますよう強くお願い申し上げます。本継続会は2020年6月26日開催の第67回定時株主総会の一部となりますので、本継続会にご出席いただける株主さまは第67回定時株主総会において議決権を行使できる株主さまと同一となりますことを申し添えます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年7月31日（金曜日）午前10時（午前9時受付開始）
2. 場 所 埼玉県さいたま市浦和区高砂一丁目1番1号
朝日生命浦和ビル 8階会議室（株式会社フコク浦和事務所）
※開催場所が前回とは異なりますのでご注意ください。
（末尾の「株主総会継続会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第67期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第67期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件

以 上

当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の「第67回定時株主総会継続会出席票」を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.fukoku-rubber.co.jp/>）に掲載させていただきます。

本継続会における新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応について

1. ご出席される株主さまへのお願い

- ①会場の座席間隔を広く確保するため、座席数は30席程度となります。そのため、満席となった場合には、ご入場をお断りさせていただくこともありますので、予めご了承ください。
- ②ご出席される株主さまは、本継続会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、ご来場賜りますようお願い申し上げます。
- ③ご来場の際はマスク着用などの感染予防にご配慮ください。
- ④特にご高齢の方、持病をお持ちの方、妊娠されている方は、ご出席について十分にご検討をお願い申し上げます。
- ⑤ご出席の株主さまで体調不良と見受けられる方には、当社スタッフがお声掛けをして入場をお控えいただくことがあります。

2. 本継続会会場における対応について

- ①当社の役員及びスタッフは、検温を含め体調を確認のうえ、マスク着用で対応いたします。
- ②会場内には消毒液を設置いたします。
- ③ご来場の際、株主さまに検温をお願いすることがあります。
- ④今年は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ご出席の株主さまへお配りしていたお土産を取りやめさせていただきます。また今後につきましても、ご出席される株主さまとご出席が難しい株主さまとの公平性等を勘案し、お土産を取りやめさせていただきます。
- ⑤以上のほか、継続会日時点において必要な新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応を行う場合があります。

3. 今後の状況により本継続会の運営に大きな変更が生じる場合は、下記ウェブサイトにおいてお知らせいたします。

<http://www.fukoku-rubber.co.jp/>

(提供書面)

事業報告

(自 2019年4月1日)
(至 2020年3月31日)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるグローバルの経済情勢を見ますと、米国景気が比較的堅調な推移を示す一方、米中貿易摩擦の影響から中国その他の国々の景気が減退し、世界的な在庫調整と貿易不振の局面を迎えるなど、不安定な状況が続きました。また、年明けからは新型コロナウイルス感染症の影響が世界的に拡大しており、経済活動の混乱、急激な景気の落ち込み等が懸念されております。

我が国におきましては、雇用情勢の安定、堅調な設備投資や所得環境の改善等を背景として、景況感は概ね緩やかな回復傾向を示しましたが、貿易摩擦等への懸念から外需が弱含み、為替と株価の変動、台風等の自然災害、消費税増税などが影を落とす局面が見られたほか、期末には新型コロナウイルス感染症の影響が深刻さを増す事態となりました。

当社グループの主要顧客先である自動車産業におきましては、E V化等に代表される市場構造の変化が加速する中、世界経済の減速懸念などが逆風となり、日本を含むグローバル全体の生産が伸び悩む傾向を示しております。加えて年度の終盤には、世界各国の自動車メーカーが新型コロナウイルス感染症の影響から各地で生産活動の停止を決定するなど、先行きは極めて不透明な情勢です。

このような状況を受け、当社グループの受注動向も各エリア、各セグメントにおいて減少傾向が表れ、連結売上高は前年同期比4.0%減の748億39百万円となりました。また損益につきましては、減収に加えて人件費等のコスト上昇もあり、営業利益が前年同期比55.7%減の8億78百万円、経常利益が同53.5%減の9億79百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純損益につきましては、主に当社の機能品事業セグメントにおける固定資産の減損損失の計上により、3億9百万円（前年同期は26億90百万円の損失）となっております。

当連結会計年度における事業別の概要は次のとおりです。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントの変更等を行い、当連結会計年度の比較・分析は、変更後の区分に基づいております。

<機能品事業>

中国を中心にワイパーブレードラバーやシール部品等の販売が下振れしており、売上高は前年同期比6.8%減の319億19百万円、セグメント利益は同9.0%減の15億8百万円となりました。

<防振事業>

東アジア、アセアン、インド等の市場で受注の鈍化傾向が進み、売上高は前年同期比1.9%減の293億72百万円となりました。セグメント利益については、減収、増産投資先行の負担、原価率上昇の影響等によって前年同期比15.0%減の21億65百万円となりました。

<金属加工事業>

国内商用車及び小型建機関連の受注がやや伸び悩んだことから、売上高は前年同期比0.1%減の70億99百万円にとどまりました。損益面では人件費などの原価率上昇の影響が大きく、1億71百万円の損失となりました（前年同期は41百万円の利益）。

<ホース事業>

国内外とも主に商用車向けの受注が堅調に推移したことから、売上高は前年同期比4.1%増の38億56百万円となりました。損益面では引き続きタイ国内の商用車関連ホースの採算が改善の途上にあり、81百万円の損失となりました（前年同期は1億71百万円の損失）。

<産業機器事業>

国内外で受注が伸び悩み、売上高は前年同期比9.2%減の32億72百万円となりました。セグメント利益については減収、プロダクトミックスの影響等によって前年同期比35.2%減の2億92百万円となりました。

② 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は51億95百万円で、その主なものは当社及び韓国フコク株式会社、タイフコク株式会社における機械装置等であります。

③ 資金調達の状況

特記すべき資金調達を行っておりません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第 64 期 (2017年 3 月期)	第 65 期 (2018年 3 月期)	第 66 期 (2019年 3 月期)	第 67 期 (当連結会計年度) (2020年 3 月期)
売 上 高	70,663	75,224	77,949	74,839
経 常 利 益	3,365	2,760	2,107	979
親会社株主に帰属する当期純利益または純損失(△)	2,137	△243	△2,690	309
1株当たり当期純利益または純損失(円)(△)	128.15	△14.72	△162.45	18.67
総 資 産	65,153	70,367	67,584	65,246
純 資 産	35,712	36,178	32,036	31,941

(注) 1. 1株当たり当期純利益または純損失は自己株式数控除後の期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。

2. 『『税効果会計に係る会計基準』の一部改正』（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第66期の期首から適用しており、第65期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
末 吉 工 業 株 式 会 社	80百万円	100%	金属加工部品の製造販売
株 式 会 社 東 京 ゴ ム 製 作 所	80百万円	100%	ホース等ゴム製品の製造販売
韓 国 フ コ ク 株 式 会 社	4,372百万ウォン	80%	機能品ゴム製品及び防振ゴム製品の製造販売
タ イ フ コ ク 株 式 会 社	114百万バーツ	51%	防振ゴム製品の製造販売
サ イ ア ム フ コ ク 株 式 会 社	480百万バーツ	99%	機能品ゴム製品及びホース等ゴム製品の製造販売
タイフコクパナプラスファウンドリー 株 式 会 社	15百万バーツ	26% (26%)	防振ゴム製品の製造販売
株式会社フコク東海ゴムインドネシア	8,550千米ドル	80%	機能品ゴム製品及び防振ゴム製品の製造販売
株 式 会 社 ト リ ム ラ バ ー	2,550千米ドル	100% (100%)	ホース等ゴム製品の製造販売
フ コ ク イ ン デ ィ ア 株 式 会 社	669百万ルピー	100% (26%)	機能品ゴム製品及び防振ゴム製品の製造販売
フ コ ク ベ ト ナ ム 有 限 会 社	15,000千米ドル	100%	機能品ゴム製品の製造販売
上 海 フ コ ク 有 限 公 司	160百万円	80%	機能品ゴム製品及び防振ゴム製品の製造販売
東 莞 フ コ ク 有 限 公 司	3,000千米ドル	100%	機能品ゴム製品、防振ゴム製品及びO A製品の製造販売
青 島 フ コ ク 有 限 公 司	7,010千米ドル	90% (40%)	防振ゴム製品の製造販売
フ コ ク (上 海) 貿 易 有 限 公 司	1,000千米ドル	100%	機能品ゴム製品及び防振ゴム製品の販売
フ コ ク ア メ リ カ イ ン ク	2,411千米ドル	100%	機能品ゴム製品及び防振ゴム製品の製造販売
フ コ ク メ キ シ コ 株 式 会 社	131百万ペソ	100% (3%)	機能品ゴム製品の製造販売
フ コ ク チェコ 有 限 会 社	60百万コルナ	100%	機能品ゴム製品の製造販売

(注) 議決権比率の()内は、間接所有割合で内数で示しております。

③ その他

- イ. 重要な業務提携の状況
該当事項はありません。
- ロ. 重要な技術提携の状況

相手先	契約内容
河北富躍鉄路装備社（中国）	鉄道用ゴム部品の製造に係る技術供与契約
南京富国勃朗峰橡胶社（中国）	鉄道用ゴム部品の製造に係る技術供与契約

(4) 対処すべき課題

当社グループの事業は主力である自動車関連を始め、建機、鉄道、O A、医療などのさまざまな分野でグローバル展開している国内外メーカーに製品を供給することで成り立ち、目まぐるしく変化する世界情勢と最適地生産・調達の流れの中で、熾烈な競争にさらされております。

事業を取り巻く情勢を見ますと、日本国内は比較的安定した景況を示し、欧米を中心とした先進国も概ね堅調を維持してきましたが、一方で米国トランプ政権の政策運営の不確実性や保護主義的傾向、その影響で振幅が大きくなる中国や新興国の市場動向、戦争やテロにつながる地政学的リスク等々が各国の政治・経済にさまざまな影響を与え、足下では新型コロナウイルスのパンデミックが世界恐慌を彷彿とさせるインパクトを呈するなど、環境要因も常に大きく変動しております。

自動車産業はリーマンショック以降、グローバルベースで生産を伸長させてきましたが、近年は中国や先進国の市場における需要の停滞感が影を落とし始め、同時にC A S E (Connected, Autonomous, Shared, Electric)、M a a S (Mobility as a Service) に代表される技術的潮流やI o T化等を伴う大きな変革への対応を迫られるなど、日本国内の各メーカー、サプライヤーともに従来の枠組みを超えたビジネスへの適応を模索しております。同時に、インドを始めとする新興国市場への進出のあり方も引き続き重要な課題です。

長期的・持続的な発展を目指す当社グループとしましても、このような変化への対応を図るため、世界の主要エリアに拠点を拡げてきたほか、事業の再編やマネジメントシステムの継続的整備、ものづくりの体質強化の推進などに取り組んできました。現状はこれまでの投資先行のコストの圧迫や既存事業の体質改善の遅れ等の影響から一時的に収益力が弱まっておりますが、今後も世界中のお客様の要望に応える商品並びにサービスを提供し続けていくため、グループの総力を挙げて次なる飛躍に向けた体制づくりを目指してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当社グループは、次に掲げる事業を行っております。

事業名	主要製品及び事業内容
機能品事業	シール部品及びワイパーブレードドラバー等の製品の製造販売
防振事業	ダンパー及びマウント等の製品の製造販売
金属加工事業	トラック及び建設機械用金属部品等の製品の製造販売
ホース事業	ホース等ゴム製品の製造販売
産業機器事業	OA、医療、モータ及びウレタン等の製品の製造販売

(注) 当連結会計年度より、従来の「新事業」から「産業機器事業」へと名称及び事業の一部内容を変更しております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2020年3月31日現在)

① 当社

株式会社フコク	本社・上尾工場	埼玉県上尾市
	浦和事務所	埼玉県さいたま市浦和区
	大阪営業所	大阪府大阪市淀川区
	群馬工場	群馬県邑楽郡邑楽町
	群馬第二工場	群馬県邑楽郡千代田町
	愛知工場	愛知県高浜市
	西尾工場	愛知県西尾市

② 国内子会社

末吉工業株式会社	本社工場	埼玉県北足立郡伊奈町
	上尾工場	埼玉県上尾市
株式会社東京ゴム製作所	本社工場	神奈川県藤沢市

③ 在外子会社

韓国フコク株式会社	本社	韓国京畿道安山市
	保寧工場	韓国忠清南道保寧市
タイフコク株式会社	本社	タイ国バンコク市
	工場	タイ国チャチュエンサオ県
サイアムフコク株式会社	本社工場	タイ国サムトプラカン県
	コラート第一、二、三工場	タイ国ナコンラチャシマ県
タイフコクパナプラスファウンドリー株式会社	本社工場	タイ国サムトプラカン県
株式会社フコク東海ゴムインドネシア	本社工場、第二、三工場	インドネシア国西ジャワ州
株式会社トリムラバー	本社工場	インドネシア国西ジャワ州
フコクインドニア株式会社	本社工場、第二工場	インド国マハラシュトラ州ブネ市
フコクベトナム有限会社	本社工場、第二、三工場	ベトナム国ハノイ市
上海フコク有限公司	本社工場	中国上海市
東莞フコク有限公司	本社工場	中国東莞市
青島フコク有限公司	本社工場	中国青島平度市
フコク(上海)貿易有限公司	本社	中国上海市
	北京営業所	中国北京市
フコクアメリカインク	本社工場	米国サウスカロライナ州
フコクメキシコ株式会社	本社工場	メキシコ国グアナファト州
フコクチェコ有限会社	本社工場	チェコ国ウースチー州

(7) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数(名)	前連結会計年度末比増減(名)
機 能 品	2,817 (2,148)	39 (△6)
防 振	1,332 (739)	85 (△21)
金 属 加 工	168 (91)	△15 (29)
ホ ー ス	220 (176)	3 (15)
産 業 機 器	262 (46)	△20 (△2)
全 社 (共 通)	280 (19)	△116 (△2)
合 計	5,079 (3,219)	△24 (13)

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時従業員数(契約社員、パート)は()に年間の平均人数を外数で記載しております。
2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門等に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数(名)	前事業年度末比増減(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
1,216 (617)	13 (1)	41.6	13.6

- (注) 使用人数は就業人員であり、臨時従業員数(契約社員、パート)は()に年間の平均人数を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

当社グループの主要な借入先及び借入額は、以下のとおりであります。

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	5,746百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	2,911百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,873百万円
株 式 会 社 埼 玉 り そ な 銀 行	878百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2020年3月31日現在）

- | | |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 70,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 17,609,130株 |
| ③ 株主数 | 22,757名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持 株 数 (株)	持株比率 (%)
J 河 本 株 式 会 社	2,526,000	15.2
K A W A M O T O C M K 株 式 会 社	2,171,000	13.1
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	934,500	5.6
フ コ ク 取 引 先 持 株 会	900,650	5.4
渡 辺 ま り	717,256	4.3
株 式 会 社 M W ホ ー ル デ ィ ン グ ス	626,000	3.7
河 本 太 郎	517,471	3.1
河 本 次 郎	517,471	3.1
フ コ ク 従 業 員 持 株 会	450,697	2.7
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	303,200	1.8

- (注) 1. 当社は自己株式を1,046,214株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
 3. 上記日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社の所有株式数のうち、信託業務に係る株式の総数は、934,500株であります。
 4. 上記日本マスタートラスト信託銀行株式会社の所有株式数のうち、信託業務に係る株式の総数は、303,200株であります。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2020年 3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長	河本太郎	
代表取締役副社長	小川隆	社長補佐、事業統括本部長、生産本部担当
取締役常務執行役員	井上明彦	技術本部長、品質保証本部長
取締役常務執行役員	齋藤祐二	コーポレート本部長、経営企画部長
取締役	権純黙	韓国フコク(株)会長
取締役執行役員	大橋由宏	事業統括副本部長、グループ会社統括、購買本部担当
取締役執行役員	木村尚	財務部長
取締役執行役員	石川貴章	営業本部長
取締役(監査等委員・常勤)	中島久道	指名・報酬委員
取締役(監査等委員)	瀬下明人	指名・報酬委員
取締役(監査等委員)	樋口節夫	指名・報酬委員長、ソーシャルワイヤー株式会社及びプレミアグループ株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役(監査等委員)瀬下明人氏、取締役(監査等委員)樋口節夫氏は社外取締役であります。なお、当社は瀬下明人氏、樋口節夫氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 当社は、経営陣や独立役員である監査等委員との連携・調整にあたる体制を構築するため、常勤の監査等委員を置いております。
3. 取締役(監査等委員)瀬下明人氏は、長年にわたり財務及び会計、原価に関する業務に従事しており、財務及び会計、原価に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役(監査等委員)樋口節夫氏は公認会計士の資格を有しております。
5. 当社は、独立社外取締役を委員長とする、取締役会の諮問機関として「指名・報酬委員会」を設置しております。

② 事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
河本次郎	2019年6月27日	任期満了	代表取締役社長
猪原昭	2019年6月27日	任期満了	取締役副社長執行役員 コーポレート本部、営業本部、購買本部担当
町田省司	2019年6月27日	任期満了	取締役専務執行役員 生産本部担当

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)及び監査等委員である取締役各氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10万円又は同法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

④ 取締役の報酬等の総額

区 分	人 員	報 酬 等 の 総 額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	11名 （－）	104百万円 （－）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 （2）	13百万円 （6）
合 計	14名	118百万円

- (注) 1. 人員欄の合計は実支給人員数を示しております。
 2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 3. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第62回定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
 4. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第62回定時株主総会において年額300百万円以内と決議いただいております。
 5. 上記の報酬等の総額には、以下のものが含まれております。
 イ. 当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額
 取締役 8名 7百万円（うち社外取締役 1名 1百万円）
 監査等委員 3名 0百万円（うち社外取締役 2名 0百万円）
 なお、当社は2019年6月27日開催の第66回定時株主総会の時をもって退職慰労金制度を廃止しており、上記役員退職慰労金の引当は2019年6月までとなります。
 ロ. ストックオプションによる報酬額
 当事業年度におけるストックオプションによる報酬はありません。
 6. 上記のほか、当事業年度において以下のものを支払っております。
 2019年6月27日開催の第66回定時株主総会決議に基づき支払った役員退職慰労金
 取締役 3名 161百万円（うち社外取締役 1名 1百万円）

⑤ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 取締役（監査等委員）樋口節夫氏は、ソーシャルワイヤー株式会社及びプレミアグループ株式会社の社外監査役であります。ソーシャルワイヤー株式会社及びプレミアグループ株式会社と当社との間には特別の関係はありません。
 ロ. 当事業年度における主な活動状況
 i) 取締役会及び監査等委員会への出席状況

	出席状況
取締役（監査等委員）瀬下明人	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回出席し、監査等委員会8回開催のうち8回出席いたしました。
取締役（監査等委員）樋口節夫	当事業年度に開催された取締役会15回のうち13回出席し、監査等委員会8回開催のうち8回出席いたしました。

- ii) 取締役会及び監査等委員会における発言状況
 各氏は、主に企業経営への関与の豊富な経験や会計の専門家という立場から、取締役会において、議案、報告事項に対し適宜質問し意見を述べております。他方、監査等委員会においては、監査方針の協議を始めとして、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。また経営トップとの意見交換の実施により、助言・提言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人
- ② 会計監査人に対する報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	71百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	71百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算定根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の一部の海外連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、法令及び基準等が定める会計監査人の独立性及び信頼性その他職務の遂行に関する状況等を総合的に勘案し、再任又は不再任の決定を行います。

会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備についての当社取締役会の決議の内容の概要は以下のとおりであります。（最終改訂 2019年4月22日）

① 業務の適正を確保するための体制整備に関する原理原則

当社及び当社子会社（以下「フコクグループ」という。）は、法令、定款を遵守し、FUKOKU WAYの実践を通じて、フコクグループの着実な経営基盤の強化と文化・風土改革を推進する。

FUKOKU WAYとは以下の総称である。

イ. 創業の精神

「Yes, We Do!」みんなで新しいことに挑戦しよう！

ロ. 企業理念

新しい価値創造に挑戦し、夢あふれる未来づくりに貢献する

ハ. 2023経営ビジョン

- ・ 全員参加で、より良い明日を目指す企業
- ・ 地球環境を大切にし、社会と共に進化する企業

ニ. 2023経営戦略の柱

- ・ グローバル視点で事業を拡大する
- ・ 現場力で品質と環境の改善・改革を追求する
- ・ 次世代技術・新事業を開拓する
- ・ 働く喜びを共有できる風土を醸成する

ホ. フコクバリュー

- ・ それぞれの挑戦
- ・ さまざまな貢献
- ・ みんなの成長

② 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 法令、定款の遵守とFUKOKU WAYの実践

取締役及び使用人は、法令、定款を遵守することはもちろん、高い倫理観と責任を持ち、良識ある行動を通じてFUKOKU WAYの実践を継続する。

ロ. コンプライアンス体制整備

当社は、コンプライアンス体制の整備の取組みを通じてコンプライアンス体制の有効性を確保するとともに、コンプライアンスに関する重要課題や対応についてはコンプライアンス委員会で適切に審議する。

ハ. 取締役会の開催

取締役会規程に基づき、取締役会を定期的を開催し、法令、定款に規定された事項のほか当社及びグループ全体に影響を及ぼす重要事項については取締役会において決定する。

ニ. 監査等委員会監査

監査等委員会は、監査等委員会規程及び監査等委員会監査規程に則り、取締役の職務の執行に関する適法性及び妥当性について監査監督を行う。

ホ. 内部監査

内部監査室は、業務監査を実施し、その結果を代表取締役社長及び監査等委員会に報告する。

ヘ. 取締役の取引等の制限

利益相反取引を含め、取締役の取引等の制限は、取締役業務執行規程又はその他関連規程においてこれを明らかにする。

ト. 財務報告の適正性確保のための体制整備

「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制の評価」について、各種手続きの文書化を始めとする社内規程等の整備を推進するとともに、財務報告の適正性を確保するための体制について一層の充実を図る。

③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法定議事録、取締役の職務の執行に係る文書については、適切に保存、管理を行う。

④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理委員会は、事業活動における様々なリスクについて横断的なリスク管理を行うほか、各分野の所管部門が当該部門固有のリスク管理を行う。

これらに加え、当社では以下のようなリスク管理を行っている。

イ. コンプライアンス違反のリスクの管理

ロ. マネジメントシステムによるリスクの管理

ハ. 海外に関するリスクの管理

ニ. 知的財産に関するリスクの管理

⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 中期計画及び年度ごとの方針の管理

中期計画及び年度ごとの方針に基づき、部門ごとに方針、重点課題を具体化し、効率のかつ統一的な管理を行う。

ロ. 職務分掌及び責任の明確化

取締役会の決定に基づく取締役の職務の執行が効率的に行われるために、各社内規程を整備し、運用状況に応じて適切に管理する。

ハ．事業推進体制

事業を統括的に推進、管理する事業統括本部を設置し、各事業部並びにその技術・製造部門を配下に置くとともに、各業務機能に係る業務主体を機能本部と位置づけ、事業統括本部と機能本部が横断的なグローバル事業管理を推進する。

⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．根本原則

当社は、子会社の事業運営、意思決定についてその独立性を尊重しつつ、グループ運営に必要な定期報告のほか、重要事項については関連規程に基づいて当社への事前承認や適時の報告を受ける。

ロ．子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、リスク管理及び業務の適正を確保する観点から子会社に対して使用人を派遣し、経営に参画させるほか、年2回のマネジメントレビューにおいて子会社の業績確認とともに子会社取締役の職務の執行状況について報告を受ける。

ハ．子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社の位置づけに応じた実効的かつ適切な管理を推進するために、各機能別の取り組みを推進するとともに、重大なリスクについては速やかに当社に報告を求める。

ニ．子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

子会社取締役の責任範囲と業務分掌が関連規程によって定められ、かつ適切な権限委譲により子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われるよう体制を整備する。

ホ．子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制

関連規程に基づいた当社への承認申請及び報告制度のほか、当社役員、使用人を子会社の取締役等に選任し、法令遵守及び職務の執行に係る情報の早期把握を行い、問題点については迅速に対応する。

⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

イ．監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき者とその体制の維持に関する事項について規程に定め、必要な場合、いつでも設置できるようにしている。

ロ．監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の他の取締役からの独立性及び指示の実効性の確保に関する事項

任命された監査等委員会の職務の補助者に対する指揮命令権は監査等委員会が有する。

- ⑧ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制及び監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査等委員会監査の尊重
当社は、社内規程において監査等委員会監査に対する協力、監査体制の構築及びその尊重について明らかにしこれを維持する。
- ロ. 内部監査（業務監査）体制
内部監査室を設置し、監査結果は、適宜監査等委員会にも報告される。
- ハ. 監査等委員会への報告体制
取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が当社及び子会社において、財務及び事業に重大な影響を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、監査等委員会に遅滞無く報告する。なお、監査等委員会はいつでも必要に応じて、当社及び子会社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- ニ. 内部通報内容の監査等委員会への情報伝達
内部通報制度の運用において通報された法令違反その他コンプライアンス上の問題については、監査等委員会に対し、速やかに当該通報に関する適切な情報伝達を行う。
- ホ. 監査等委員会へ報告をした者及び内部通報者の取扱い
当社は、監査等委員会へ報告をした者及び内部通報制度を利用した通報者に対し、当該報告をしたことを理由として、当社又は子会社において不利な取扱いをしない。
- ヘ. 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の処理の方針
監査等委員の職務の執行上必要と求める費用については監査計画を踏まえ予算を計上し、当社が費用を負担する。緊急又は臨時で職務を執行するために支出した費用についても当社が負担する。
- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- イ. 基本的な考え方
当社は、企業行動指針に反社会的勢力との関係遮断を宣言しており、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関わりを持たず、不当な要求等にも一切応じない。
- ロ. 整備状況
当社は、社内統括部署を設置して情報の一元管理を行うとともに、弁護士、警察、及びその他関係機関等と連携して対応する体制を整備している。

当事業年度における業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 当社のコンプライアンス体制について

適正かつ公正な事業活動を行う基盤として、当社はFUKOKU WAYにて企業理念、経営ビジョン等を定めており、取締役及び使用人はこれを実践することで、経営基盤の強化を図っております。また、当社はコンプライアンス委員会を年3回開催したほか、法令遵守・不正行為の防止及び早期発見等のために、社外相談窓口（内部通報制度）を設置し、適切に運用しております。

② 職務の執行の適正性・効率性を確保するための取組みについて

当社は取締役会を原則月1回開催するほか、役員及び幹部社員が参加し、事業運営、企業の体制、事業計画等の経営上の重要事項を審議する会議を別途執り行い、適正性・効率性を確保しています。また重要会議には監査等委員も出席し、適宜必要な意見を表明しています。

また、取締役の指名、報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任の強化のため、2020年1月に「指名・報酬委員会」を設置し、3回開催いたしました。指名・報酬委員会は、取締役会の諮問機関として、指名及び報酬に関する事項について審議を行い、取締役会に答申を行います。

③ 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための取組みについて

監査等委員会、内部監査室及び会計監査人は、定期的に当社及び当社子会社の内部統制システムの運用状況や監査結果について協議及び意見交換を行い、緊密な連携を図ることにより、内部統制システムの運用状況の向上に努めています。また、上記重要会議への出席、重要文書の閲覧、取締役及び使用人からの報告、聴取等により理解を深め、監査の実効性を確保しています。

④ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する取組みについて

取締役会を始めとした重要な会議の記録、業務執行に係る決裁文書及びその他取締役の職務執行に係る情報を、文書又は電磁的媒体に記録し、保存及び管理を行っています。

⑤ 損失の危険に関する管理の体制について

フコクグループのリスク管理を検討するリスク管理委員会を、年3回開催いたしました。また新型コロナウイルス感染症の拡大防止に対応するため、危機対策本部を立ち上げ、継続的に会議を行い対処しています。

- ⑥ フコクグループの業務の適正性及び損失の危険の管理に対する取組みについて
子会社は当社の全社方針に基づいた事業計画を策定し、当社及び子会社の役職員が参加するグローバル経営会議で報告を行うことで、業務の適正性を確保し、半年経過後のレビュー会議にて業務の執行状況を確認しています。なお、これらの会議により、当社が子会社に対し、経営に関する指導・助言等を行うとともに、各規程により子会社の損失の危険及びその他事業運営全般に関して詳細を定め、管理体制の強化を図っております。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

該当事項はありません。

(7) 会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大量買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大量買付提案に応じるかどうかは株主の皆様への決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大量買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもあります。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大量買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

② 具体的な取組み

イ. 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、多数の株主及び投資家の皆様へ中長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させるため、i) FUKOKU WAYの実践による中長期的な企業価値向上、ii) コーポレート・ガバナンスの強化、iii) 安全で高品質な製品の提供、に取り組んでおります。

これらの取組みは、株主及び投資家の皆様を始め、お得意先、お取引先、従業員あるいは地域社会等のすべてのステークホルダーから評価され、そして、そのことが株主価値の最大化に資するものであると考えております。

ロ. 不適切な支配の防止のための取組み

当社取締役会は、当社株式等の大量買付行為等を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主及び投資家の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大量買付行為等を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、2018年6月28日開催の第65回定時株主総会において、当社株式等の大量買付行為等に関する対応策（以下「買収防衛策」といいます。）の継続について、株主の皆様のご承認をいただきました。

当社の買収防衛策の主な内容は、当社の株式等保有割合が20%以上となるような買付等を行う者または提案する者に対して、i) 買付行為の前に、当社取締役会に対して、買付等の内容検討に必要な情報及び当社が定める手続きを遵守する旨の誓約文を提出すること、ii) その後、当社取締役会から独立した第三者により構成される独立委員会が、その買付等の内容と当社取締役会の事業計画等を比較検討する期間を設けるとともに、当社が定める手続きを遵守しなかった場合又は当社の企業価値・株主共同の利益を害するおそれがある場合等には、新株予約権の無償割当ての方法による対抗措置を講じるというものであります。

なお、買収防衛策の詳細については、2018年5月15日付で「当社株式等の大量買付行為等に関する対応策（買収防衛策）の継続について」として公表いたしております。このプレスリリースの全文は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.fukoku-rubber.co.jp/>）に掲載しておりますのでご参照ください。

③ 上記②の取組みについての取締役会の判断

イ. 当社取締役会は、上記②の取組みが当社の上記①の基本方針に沿って策定され、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための取組みであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではないと考えます。

それは、i) FUKOKU WAYの実践による中長期的な企業価値向上、ii) コーポレート・ガバナンスの強化、iii) 安全で高品質な製品の提供といった取組みを事業の重要な課題として推し進めることが、更なる高収益事業構造の構築ひいては企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するものであると考えること、及び、買収防衛策は、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものでありますので、いずれも当社基本方針に沿うものと考えます。

ロ. 当社の買収防衛策は、取締役会の恣意的な判断を排するため、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会を設置し、独立委員会の勧告を最大限尊重して買収防衛策を発動すること等が定められており、取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	36,323	流 動 負 債	24,712
現金及び預金	9,314	支払手形及び買掛金	4,610
受取手形及び売掛金	15,181	電子記録債権	5,366
電子記録債権	3,038	短期借入金	6,896
商品及び製品	4,046	1年内返済予定の長期借入金	2,145
仕掛品	1,188	未払法人税等	181
原材料及び貯蔵品	2,451	賞与引当金	738
その他	1,113	設備関係支払手形	761
貸倒引当金	△11	その他	4,012
固 定 資 産	28,923	固 定 負 債	8,593
有 形 固 定 資 産	26,577	長期借入金	3,850
建物及び構築物	7,597	繰延税金負債	431
機械装置及び運搬具	10,876	退職給付に係る負債	2,241
工具、器具及び備品	939	役員退職慰労引当金	126
土地	5,694	その他	1,943
リース資産	58	負 債 合 計	33,305
建設仮勘定	1,411	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	842	株 主 資 本	29,246
その他	842	資本金	1,395
投 資 そ の 他 の 資 産	1,502	資本剰余金	1,576
投資有価証券	675	利益剰余金	27,226
長期前払費用	7	自 己 株 式	△951
保険積立金	64	その他の包括利益累計額	247
退職給付に係る資産	193	その他有価証券評価差額金	58
繰延税金資産	350	繰延ヘッジ損益	0
その他	224	為替換算調整勘定	188
貸倒引当金	△13	非 支 配 株 主 持 分	2,447
資 産 合 計	65,246	純 資 産 合 計	31,941
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	65,246

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2019年4月1日)
(至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	74,839
売上原価	63,851
売上総利益	10,988
販売費及び一般管理費	10,110
営業利益	878
営業外収益	
受取利息	71
受取配当金	19
口イヤルテイ収入	20
持分法による投資利益	45
保険解約戻金	41
固定資産売却益	44
その他	153
営業外費用	
支払利息	159
為替差損	93
その他	42
経常利益	295
特別利益	979
役員退職慰労引当金戻入額	258
その他	1
特別損失	
投資有価証券評価損	14
減損	672
税金等調整前当期純利益	686
法人税、住民税及び事業税	551
法人税等調整額	454
当期純利益	△350
103	
447	
非支配株主に帰属する当期純利益	138
親会社株主に帰属する当期純利益	309

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日)
(至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	1,395	1,576	27,248	△951	29,268
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△331		△331
親会社株主に帰属する当期純利益			309		309
自己株式の取得		0		△0	△0
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	－	0	△22	△0	△22
当連結会計年度末残高	1,395	1,576	27,226	△951	29,246

	その他の包括利益累計額			非支配株主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為替換算 調整勘定		
当連結会計年度期首残高	120	△0	245	2,402	32,036
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当					△331
親会社株主に帰属する当期純利益					309
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	△62	0	△57	44	△73
当連結会計年度変動額合計	△62	0	△57	44	△95
当連結会計年度末残高	58	0	188	2,447	31,941

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社は、末吉工業株式会社、株式会社東京ゴム製作所、韓国フコク株式会社、タイフコク株式会社、サイアムフコク株式会社、株式会社フコク東海ゴムインドネシア、上海フコク有限公司、東莞フコク有限公司、青島フコク有限公司、フコク（上海）貿易有限公司、フコクアメリカインク、フコクインドシア株式会社、フコクベトナム有限会社、株式会社トリムラバー、タイフコクパナプラスファウンドリー株式会社、フコクチェコ有限会社及びフコクメキシコ株式会社の17社であります。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社は、南京富国勃朗峰橡胶有限公司の1社であります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、12月31日であり、連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。

ただし、連結子会社各社の決算日以降連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産

主として総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、在外連結子会社は所在地国の会計基準に基づく定額法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定額法を採用し、在外連結子会社は所在地国の会計基準に基づく定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金……………売掛金等債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

役員退職慰労引当金………役員の退職慰労金の支給に備えるため、主として内規に基づく期末要支給見積額を引当計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについて、特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

為替予約取引等、金利スワップ取引

ヘッジ対象

原材料輸入に係る外貨建予定取引、借入金の変動金利

③ ヘッジ方針

当社グループのデリバティブ取引は、将来の為替、金利の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象及びヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しています。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

⑤ 取引に係るリスク管理体制

当社グループでは、デリバティブ取引の執行、管理については、取引権限及び取引限度額を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

(7) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 退職給付に係る負債の計上基準

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、数理計算上の差異については、発生時の連結会計年度において一括して費用処理しております。

② 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

5. 追加情報

固定資産の減損及び繰延税金資産の回収可能性については、国内外における新型コロナウイルス感染症の影響に伴う受注減等による採算悪化を考慮して、見積り及び判断を行っております。現時点では、翌連結会計年度全般に亘って大きな影響を受けるものと仮定し、当該仮定を当初の事業計画に反映した予測値をもって、会計上の見積りとしております。なお、将来において、これらの見積り及び仮定とは異なる結果となる可能性があります。

(表示方法の変更に関する注記)

連結損益計算書

前連結会計年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「固定資産売却益」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。

なお、前連結会計年度の「固定資産売却益」は26百万円であります。

また、前連結会計年度において独立掲記しておりました営業外費用の「固定資産除却損」については、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては営業外費用の「その他」に含めて表示しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	66,181百万円
2. 担保に供している資産	
担保資産の内容及びその金額	
建物及び構築物	2,364百万円
機械装置及び運搬具	0百万円
土地	1,119百万円
合計	3,484百万円
担保に係る債務の金額	
短期借入金	1,283百万円
1年内返済予定の長期借入金	1,193百万円
長期借入金	778百万円
合計	3,255百万円

(連結損益計算書に関する注記)

減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類
株式会社フコク	機能品事業及び産業機器事業 生産設備等	建物及び構築物、機械装置及び 運搬具、工具、器具及び備品他

当社グループは、原則として事業区分を基準として資産のグルーピングを行っております。

当社の保有する事業用資産において、収益性の低下による減損の兆候が見られたことから、将来の回収可能性を検討した結果、機能品事業セグメントの生産設備等について667百万円、産業機器事業セグメントの生産設備等について4百万円の減損損失を、それぞれ特別損失として計上しております。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は不動産鑑定評価等により評価し、売却や転用が困難な資産については売却価額を零として算出しております。

上記以外の減損損失は、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	17,609	—	—	17,609
自己株式				
普通株式	1,046	0	—	1,046

(注) 自己株式の株式数の増加は自己株式の単元未満株式の買取りによる増加0千株であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	165百万円	10円	2019年3月31日	2019年6月28日
2019年10月31日 取締役会	普通株式	165百万円	10円	2019年9月30日	2019年12月5日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	165百万円	利益剰余金	10円	2020年3月31日	2020年6月29日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに主な取引先の信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが5ヵ月以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達を、長期借入金及びファイナンス・リース取引に係る債務は主に設備投資に係る資金調達を、それぞれ目的としたものであり、償還日は最長で決算日後5年であります。長期借入金のうち、金利の変動リスクの重要性が高いと判断したのものについては、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項(5)重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権については、営業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての金銭債権債務に係る為替の変動リスクに対して、一部は為替予約を利用してヘッジしております。また、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた管理規程に従い、資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき資金担当部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。連結子会社においても各社の担当部署が同様の管理を行っており、親会社の資金担当部門がその管理状況をモニタリングしております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注)2. 参照）。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額(*1)	時価(*1)	差額
(1) 現金及び預金	9,314	9,314	—
(2) 受取手形及び売掛金	15,181	15,181	—
(3) 電子記録債権	3,038	3,038	—
(4) 投資有価証券	184	184	—
(5) 支払手形及び買掛金	(4,610)	(4,610)	—
(6) 電子記録債務	(5,366)	(5,366)	—
(7) 短期借入金	(6,896)	(6,896)	—
(8) 1年内返済予定の長期借入金	(2,145)	(2,159)	14
(9) 未払法人税等	(181)	(181)	—
(10) 設備関係支払手形	(761)	(761)	—
(11) 長期借入金	(3,850)	(3,817)	△32
(12) デリバティブ取引(*2)	1	1	—

(*1)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(*2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

(5) 支払手形及び買掛金、(6) 電子記録債務、(7) 短期借入金、(9) 未払法人税等、

(10) 設備関係支払手形

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(8) 1年内返済予定の長期借入金、(11) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(12) デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価は、取引金融機関から提示された価格によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式及び非上場外国債券	491

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	1,780円73銭
2. 1株当たり当期純利益	18円67銭

(重要な後発事象に関する注記)

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う都市封鎖や行動規制の措置が世界各地で実施される中、当社の在外連結子会社の一部において、翌連結会計年度の一定の期間に亘り、操業停止や稼働調整を行っております。これにより、当社グループの財政状態及び経営成績への影響が見込まれますが、現時点でその影響額を合理的に算定することは困難であります。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	18,128	流 動 負 債	12,287
現金及び預金	2,650	支払手形	17
受取手形	376	買掛金	2,326
電子記録債権	2,456	電子記録債権	3,926
売掛金	8,366	短期借入金	1,135
商品及び製品	1,309	1年内返済予定の長期借入金	1,964
仕掛品	491	未払金	745
原材料及び貯蔵品	521	未払費用	651
前払費用	29	未払法人税	49
その他	1,926	未払消費税	162
固 定 資 産	16,281	賞与引当金	664
有 形 固 定 資 産	6,658	設備関係支払手形	7
建築物	1,362	その他	636
構築物	54	固 定 負 債	4,137
機械及び装置	2,207	長期借入金	2,934
車両運搬具	11	退職給付引当金	1,152
工具、器具及び備品	323	債務保証損失引当金	50
土地	2,698	負 債 合 計	16,425
建設仮勘定	0	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	127	株 主 資 本	17,929
特許権	8	資本金	1,395
ソフトウェア	111	資本剰余金	1,576
その他	7	資本準備金	1,514
投 資 そ の 他 の 資 産	9,495	その他資本剰余金	62
投資有価証券	273	利益剰余金	15,909
関係会社株式	7,652	利益準備金	262
長期前払費用	6	その他利益剰余金	15,647
関係会社長期貸付金	816	土地圧縮積立金	96
繰延税金資産	621	別途積立金	6,750
その他	124	繰越利益剰余金	8,800
資 産 合 計	34,410	自 己 株 式	△951
		評価・換算差額等	55
		その他有価証券評価差額金	55
		純 資 産 合 計	17,985
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	34,410

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2019年4月1日)
(至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		35,494
売上原価		31,687
売上総利益		3,806
販売費及び一般管理費		4,783
営業損失		976
営業外収益		
受取利息	29	
受取配当金	724	
口ヤルテイ収	854	
保険解約戻金	41	
その他	409	2,058
営業外費用		
支払利息	21	
為替差損	55	
固定資産除却損	9	
その他	10	96
経常利益		986
特別利益		
役員退職慰労引当金戻入額	258	258
特別損失		
減損損失	672	
投資有価証券評価損	14	686
税引前当期純利益		557
法人税、住民税及び事業税	178	
法人税等調整額	△380	△201
当期純利益		759

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日)
(至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金		
				土地圧縮 積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金	
当 期 首 残 高	1,395	1,514	62	262	96	6,750	8,372
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△331
当 期 純 利 益							759
自 己 株 式 の 取 得			0				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当 期 変 動 額 合 計	－	－	0	－	－	－	428
当 期 末 残 高	1,395	1,514	62	262	96	6,750	8,800

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
当 期 首 残 高	△951	17,501	118	17,620
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当		△331		△331
当 期 純 利 益		759		759
自 己 株 式 の 取 得	△0	△0		△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△63	△63
当 期 変 動 額 合 計	△0	428	△63	364
当 期 末 残 高	△951	17,929	55	17,985

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券……………時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……………売掛金等債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

- (3) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、数理計算上の差異については、発生時の事業年度において一括して費用処理しております。
- (4) 債務保証損失引当金……………関係会社への債務保証に係る損失に備えるため、被保証会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについて、特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

デリバティブ取引（金利スワップ取引）

ヘッジ対象

相場変動等による損失の可能性があり、相場変動等が評価に反映されていないもの及びキャッシュ・フローが固定されその変動が回避されるもの

(3) ヘッジ方針

当社のデリバティブ取引は、将来の為替、金利の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップについては、特例処理のため有効性の評価を省略しております。

(5) 取引に係るリスク管理体制

当社では、デリバティブ取引の執行、管理については、取引権限及び取引限度額を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。

6. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

7. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

8. 追加情報

固定資産の減損及び繰延税金資産の回収可能性については、国内外における新型コロナウイルス感染症の影響に伴う受注減等による採算悪化を考慮して、見積り及び判断を行っております。現時点では、翌事業年度全般に亘って大きな影響を受けるものと仮定し、当該仮定を当初の事業計画に反映した予測値をもって、会計上の見積りとしております。なお、将来において、これらの見積り及び仮定とは異なる結果となる可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	32,688百万円
2. 関係会社に対する金銭債権	
短期金銭債権	3,170百万円
長期金銭債権	816百万円
3. 関係会社に対する金銭債務	
短期金銭債務	650百万円
4. 保証債務	
(1) 下記の関係会社の金融機関からの借入れに対し債務保証を行っております。	
フコクアメリカインク	657百万円
株式会社東京ゴム製作所 (注)	449百万円
フコクメキシコ株式会社	439百万円
上海フコク有限公司	280百万円
青島フコク有限公司	103百万円
合計	1,930百万円
(注) 株式会社東京ゴム製作所に対する保証金額は、債務保証損失引当金50百万円を控除した純額であります。	
(2) 株式会社東京ゴム製作所のいすゞ自動車株式会社に対するリコール等対策費用の支払いに対し債務保証を行っております。	1,588百万円

5. 担保に供している資産

担保資産の内容及びその金額

建物	66百万円
機械及び装置	0百万円
土地	471百万円
合計	537百万円

担保に係る債務の金額

短期借入金	400百万円
1年内返済予定の長期借入金	1,100百万円
長期借入金	300百万円
合計	1,800百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	4,199百万円
仕入高	6,542百万円
材料支給高	709百万円

営業取引以外の取引による取引高

1,737百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当 事 業 年 度 期 首 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 末 株 式 数
自 己 株 式				
普 通 株 式	1,046	0	—	1,046

(注) 自己株式の株式数の増加は自己株式の単元未満株式の買取りによる増加0千株であります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減価償却超過額	17百万円
少額減価償却資産	8百万円
減損損失	1,511百万円
投資有価証券評価損	49百万円
関係会社株式評価損	657百万円
ゴルフ会員権評価損	2百万円
未払事業税	12百万円
貸倒引当金	0百万円
賞与引当金	202百万円
退職給付引当金	351百万円
役員退職慰労引当金	46百万円
債務保証損失引当金	15百万円
その他	107百万円
評価性引当額	△2,285百万円
繰延税金資産計	696百万円
繰延税金負債	
土地圧縮積立金	51百万円
その他有価証券評価差額金	22百万円
繰延税金負債計	74百万円
繰延税金資産の純額	621百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

関連当事者との取引のうち重要なものは、以下のとおりであります。

属性	会社等の名称	住所	資本金	議決権等の所有 (被所有)割合	事業の内容	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	韓国フコク株式会社	韓国	4,372百万ウォン	所有 直接80%	機能品ゴム製品及び防振ゴム製品の製造販売	兼任 1名	製品の販売、技術供与等	ロイヤルティの受取	230	未収入金	54
	フコクベトナム有限公司	ベトナム	15,000千米ドル	所有 直接100%	機能品ゴム製品の製造販売	—	製品の販売、技術供与、資金援助等	資金の貸付 利息の受取	— 23	関係会社貸付金 未収収益	827 1
役員及びその近親者	河本 太郎	—	—	被所有 直接3.1%	当社代表取締役 役員会長兼社長	—	—	役員退職慰勞金の返上による債務の免除	134	役員退職慰勞引当金戻入額	—
	河本 次郎	—	—	被所有 直接3.1%	前当社代表取締役 社長、現当社顧問	—	—	役員退職慰勞金の返上による債務の免除	123	役員退職慰勞引当金戻入額	—
								技術顧問報酬	13	給料	—

(注) 債務保証は(貸借対照表に関する注記)4. 保証債務に記載しております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

韓国フコク株式会社に対するロイヤルティについては、売上金額に応じ一定率の受取をしております。

フコクベトナム有限公司に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を決定しており、返済条件は2026年までの分割返済としております。

河本次郎氏は、当社代表取締役社長として長年の経験と深い見識並びに幅広い人脈等を有しており、当社に対して技術開発に関する助言等を行っております。報酬額については、委託する業務の内容等を勘案し決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	1,085円87銭
2. 1株当たり当期純利益	45円86銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年6月8日

株式会社 フ コ ク
取締役会 御中E Y 新 日 本 有 限 責 任 監 査 法 人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 矢 定 俊 博 ⑨
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 大 久 保 豊 ⑨
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社フコクの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フコク及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年6月8日

株式会社 フ コ ク
取締役会 御中

E Y 新 日 本 有 限 責 任 監 査 法 人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 矢 定 俊 博 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 久 保 豊 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フコクの2019年4月1日から2020年3月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第67期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。
事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年6月16日

株式会社フコク 監査等委員会

監査等委員 中 島 久 道 ㊞

監査等委員 瀬 下 明 人 ㊞

監査等委員 樋 口 節 夫 ㊞

(注) 監査等委員 瀬下明人及び樋口節夫は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会継続会
会場ご案内図

朝日生命浦和ビル 8階会議室
(株式会社フコク 浦和事務所)

埼玉県さいたま市浦和区高砂一丁目1番1号

TEL. 048-615-4406



交通のご案内

J R 「浦和駅」 下車西口より徒歩3分（中央改札出て右方向へ）

※駐車場および駐輪場のご用意はございません。